

論点整理 (案)

令和4年9月26日
事務局

競願の申出によるプラチナバンドの再割当てについて

【事業者からの主な意見】

	楽天モバイル	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
周波数の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ プラチナバンドは、周波数不足に関わらず、「必ず繋がる」サービス実現や公正競争確保の観点から不可欠。 ✓ 当面、4Gのカバレッジ確保が目的。基地局数、人口カバー率、面積カバー率は、他社と同程度を目指す。 ✓ 開設指針の審査項目に、「料金の低廉化」を含めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 携帯電話を利用する国民が享受する利便性を最大化する方向で検討が進められるべき ✓ 国民共有の財産である周波数は、利用状況の客観的評価等も考慮して、有効利用の促進を図ることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 電波法の目的に基づき、国民が周波数によって恩恵を享受する5G/6G等の社会浸透と経済発展を最優先とすべき ✓ お客様への影響回避のための膨大な設備投資による社会的損失を考慮し、その損失を上回る社会的メリットが示され、これまで以上に電波の有効利用がなされることが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口カバー率、面積カバー率だけでなく基地局数についても活用方針(他事業者同等以上など)を示すべき。 ✓ 有効利用の観点から周波数の過度の細分化は避けるべき。 ✓ プラチナバンドを用いたスペースモバイルの利用は、不確実性が高いのではないかな。
再割当てを行う周波数幅	<ul style="list-style-type: none"> ✓ カバレッジ対策においても通信品質の観点から一定程度の通信容量を確保するため、15MHz幅が必要。 ✓ 頻繁な再割り当てを避け、長期的視野でMNO4社間におけるイコールフットィングを確保するために、15MHz幅が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再割当てを行う周波数幅については、加入者の状況を踏まえてどの程度であるべきか深掘りすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 楽天モバイルに再割当てを行う場合、楽天モバイルによる周波数の更なる有効利用の担保が示されることが必要。 ✓ 非効率な「帯域の細分化」を回避すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存事業者やそのユーザに影響を与えてまで、早期に15MHz幅を再割当てする必要性の検証が必要。エリアカバレッジ目的、かつ周波数のひっ迫度に緊急性がない場合、狭帯域で緊急対応できるのではないかな。 ✓ 有効利用の観点から周波数の過度の細分化は避けるべき。

【構成員からの主な意見】

- ✓ 電波監理審議会が策定した有効利用評価方針案を踏まえ、既存事業者よりもどのように有効利用しようとしているのか、具体的に示すべき。
- ✓ スペースモバイルにおけるプラチナバンドの活用は、解決すべき課題が多いため、再割当てにおける議論と分けて議論すべき。
- ✓ 料金の低廉化が審査項目に含まれるのは経営上のリスクとなるのではないかな。料金の低廉化は、企業努力、競争によって達成すべき。
- ✓ プラチナバンドの再割当てで要望している15MHz幅が必要となる合理的な説明を行うべき。
- ✓ 割当済みの周波数が逼迫してから新たな周波数を要望すべきでないかな。
- ✓ 単位周波数当たりのトラフィック量から算出される逼迫度は、他事業者に比べて余裕がある。狭帯域ではじめることは考えていないかな。

- ◆ 「競願の申出」が行われた際の開設指針制定の要否の決定は、既存免許人の有効利用評価の結果、申出人による有効利用の程度の見込み等を勘案して行うこととされている。制定の要否の決定にあたっては、申出人による有効利用の程度の見込みが既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であることを確認することが必要ではないか。
- ◆ 再割当て対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数の幅、契約者数、トラフィック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすべきでないか。
- ◆ 楽天モバイルが要望している周波数帯は、既存事業者が現に3Gで利用している(利用していた)帯域であることから、再割当ての検討を行うにあたっては、3Gからの移行であることを前提に議論すべきでないか。

(参考) 有効利用評価方針案の概要 抜粋 (電気通信業務用基地局)

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価 (定量評価)

評価事項	実績評価		進捗評価
1 電気通信業務用基地局の数 (800MHz帯及び2GHz帯を除く)	絶対評価	基地局の数が認定計画値以上であるか(B評価)否か(D評価)	1～3を踏まえた総合的な評価 (前年度比)
2 人口カバー率	絶対評価	以下の「2 人口カバー率」とおり	
3 面積カバー率	相対評価	以下の「3 面積カバー率」とおり	
4 無線局の行う無線通信の通信量	絶対評価	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがあるか(B評価)否か(D評価)	前年度比
5 技術導入状況	絶対評価	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用しているか(B評価)否か(D評価)	前年度比
総合的な評価 (3を除く)	絶対評価	以下の「6 総合的な評価」とおり	

2 人口カバー率

※ 評価基準における人口カバー率は、評価区域におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ(通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。)内の人口の合計の割合をいう。なお、通信が可能となる区域か否かの判断は各事業者が行う。

	SS	S	A	B	C	D	(参考) 開設指針における絶対審査基準
800MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	—
900MHz	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上(平成30年度末)

3 面積カバー率

SS	S	A	B	C	D
—	周波数帯平均値 [※] の110%以上である。	周波数帯平均値の90%以上110%未満である。	周波数帯平均値の70%以上90%未満である。	周波数帯平均値の70%未満である。	—

※ 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

6 総合的な評価

S	A	B	C	D
2(人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)の評価がAである。	2(人口カバー率)の評価がBである。	2(人口カバー率)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)、4(通信量)又は5(技術導入状況)のいずれかの評価がDである。

- 開設指針の制定の申出制度の創設に伴い、**申出要件** (申請者の要件、申出期間、申請事項) や**開設指針の制定の要否の勘案事項**について、**電波法施行規則に新設**する。(法27条の13第1項)

(4) a) 申し出ることができない者の要件

- イ 欠格事由(法第5条第3項各号)に該当する者(法律事項)
- **同一の周波数について既に申出をしている者**
- ハ **申出を行い、当該申出に係る開設指針が制定されたにもかかわらず、正当な理由なく認定申請をしなかった者** (2年間)

(4) b) 申出期間

既設電気通信業務用基地局の認定計画の**認定の有効期間が満了する1年前から申出可能**とする。

(4) c) 申請事項

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲
- ハ 当該特定基地局が使用する周波数
- ニ 当該申出に係る次条第一項に規定する通信系に含まれる当該特定基地局の総数並びにそれぞれの当該特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
- ホ 電波の能率的な利用を確保するための技術であって、当該特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
- ヘ 当該申出に係る特定基地局の**通信の相手方である移動する無線局が使用する周波数**に関する事項
- ト 欠格事由の該当の有無に関する事項
- チ **有効利用評価を踏まえた電波の有効利用の程度の見込み**に関する事項
- リ **電気通信事業者としての登録又は登録申請**に関する事項
- ヌ **申出人の財務**に関する事項※ 等

(イ～ホは法律事項、ヘ～ヌは省令事項)

※事業の収益、契約数、設備投資及び収支・キャッシュ・フロー等に関する年度ごとの見通し、事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画

申出人



総務省



開設指針の制定の申出

(5) 開設指針の制定の要否の勘案事項

- イ 申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果
- 申出人が開設を希望する特定基地局による周波数の電波の有効利用の程度の見込み
- ハ **申出人の電気通信事業者としての登録又はその見込み**
- ニ **申出人の財務の状況**
- ホ **申出に係る特定基地局の開設時期**が申出に係る周波数に係る認定計画の**認定の有効期間の満了日後であるか否か**
- ヘ (申出に係る周波数以外の周波数等の) **既設電気通信業務用基地局が使用している周波数の電波の有効利用の程度**
- ト **申出に係る周波数に係る認定計画**
(申出が、認定計画の最終年度の実績を評価(認定期間の満了する年度の翌年度評価)するまでの場合に限る。)

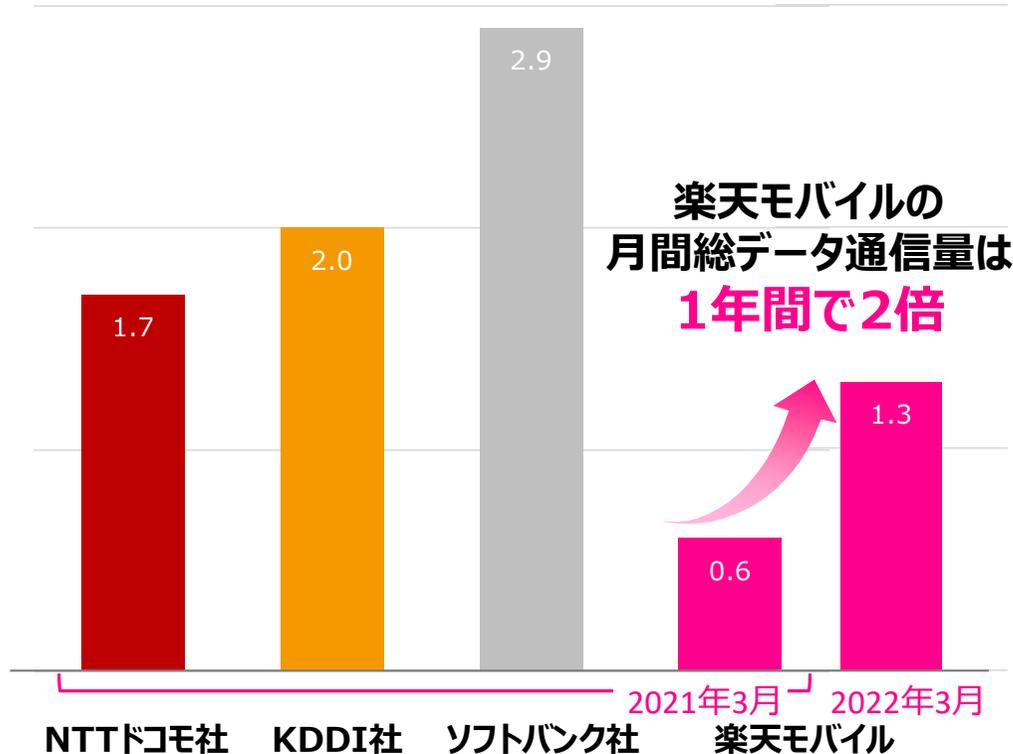
(イ・□は法律事項、ハ～トは省令事項)

周波数帯域幅あたりの月間総トラフィック

別添2

携帯各社の周波数帯域幅あたりの月間総データ通信量

(単位：ペタバイト/月/MHz)



<参考：各社の周波数帯域幅>

※1 700MHz～3.5GHz帯のみを考慮した場合

※2 楽天モバイルの1.7GHz帯東名阪以外のバンドは未算入

事業者	NTTドコモ社	KDDI社	ソフトバンク社	楽天モバイル
周波数帯域幅	240MHz	240MHz	250MHz	40MHz

※3 各社の2021年3月の月間総データ通信量は、総務省による『令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査』を元に、700MHz～3.5GHz帯相当分を当社にて試算。(同調査によると、4社総計として、月間総データ通信量の約99.87%は、700MHz～3.5GHz帯によって生じていたため、当該周波数帯のみでの比較とした)

※4 楽天モバイルの2022年3月の月間総データ通信量は、1.7GHz帯全国バンドのみを当社にて集計。数値には、KDDI社からのローミング分を含まない

※5 KDDI社にはUQコミュニケーションズ社を含み、ソフトバンク社にはWireless City Planning社を含む

移行期間

【事業者からの主な意見】

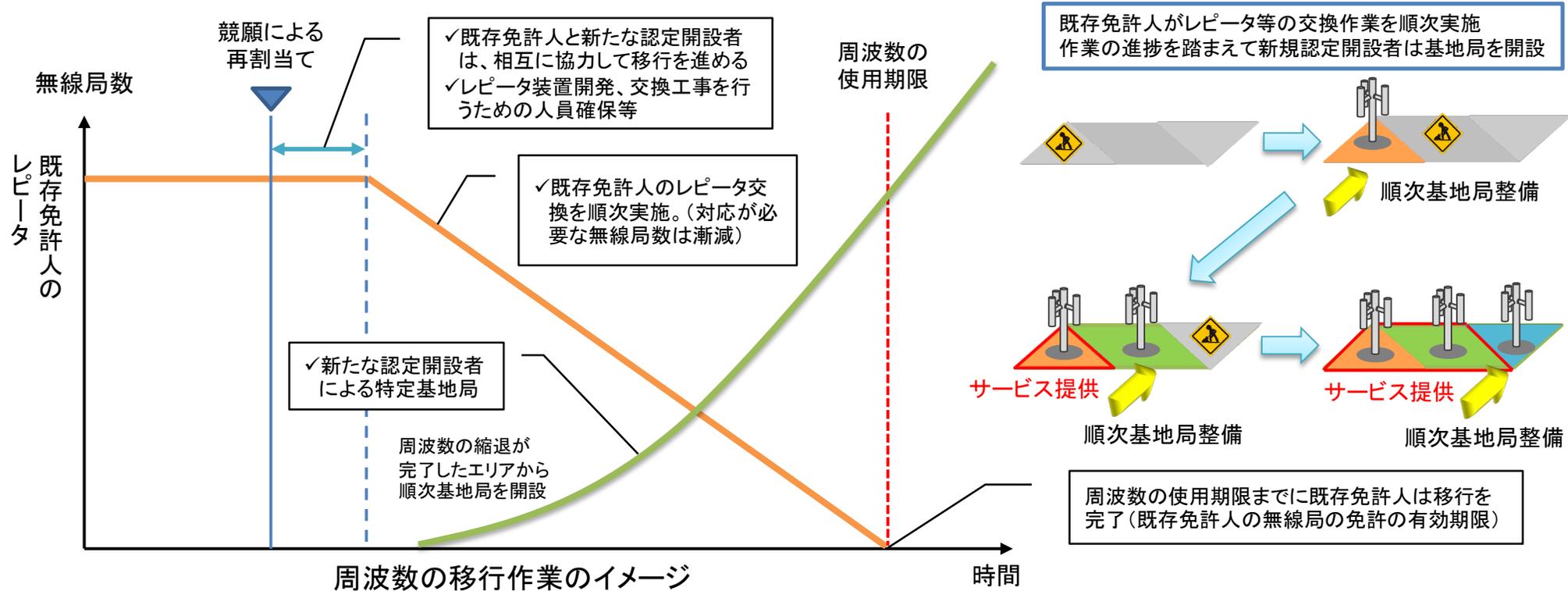
楽天モバイル	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1年以内の利用開始を希望 (19万台のレピータ交換工事は100班で3件/日・班の作業を行えば、633日(土日含めて工事を行った場合約1.7年)で対応可能。フィルタ挿入に時間がかかる場合、基地局の開設計画を開示し、1年を超えて順次工事を進める方法を提案。) ✓ 交換作業は、工事体制を何班構築し、どれだけの工事リソースをかけられるかで、いつまでに達成できるかが決まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 10年程度 (中継局交換、フィルタ挿入等を、ユーザに影響が生じないように適切に進めるには、10年程度必要。1千万台超のICTデバイス機器等の対応には十分な期間が必要) ✓ 再割当てによって、携帯電話が使いづらくなりユーザの利便性が低下することがあってはならず、そうならないための基地局や中継局等への対応には適切な移行期間・移行費用が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 10年程度 (小電力レピータ約19万台の交換作業には、現状の約1.2倍の工事体制を構築しても10年必要。移行期間は、現実的に実行可能且つ5G展開に影響を及ぼさない十分な移行期間が必要) ✓ 運用期間20年超の確保と国民の電波利用の利便性を損わぬよう、移行によって生じる利用者への影響を十分考慮することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 10年 (長期的投資の確実性を確保するため、周波数の使用期間として20年が確保されること、自動更新されない場合は最低5年前までに通知することが海外のトレンド。NW整備後(5年)の帯域フル活用サービス提供期間を10年確保が必要。改正電波法の認定期間を10年とすると、猶予期間は10年必要。 移行期間は、帯域毎の状況等を踏まえて5～10年の間で柔軟に設定すべき。過去実施した終了促進措置でも移行期間が5年以上で設定。900MHz帯は、現時点より10年以上の猶予期間が必要)。

【構成員からの主な意見】

- ✓ リピータ交換工事については、既存事業者が各社で対応可能な数を算出しており、この数字が正しいと判断すべき。
- ✓ 移行に5年が必要なときに移行期間1年を設定すると、新たな認定開設者は4年間は使えなくなる。移行期間の検討には、ファクト情報が必要。
- ✓ 移行期間については、楽天モバイル、既存事業者の意見に乖離がある。双方の主張内容について、おかしいと思う点を根拠を持って反論をすべき。
- ✓ 競願の申出が行われ、開設計画の競願審査において申出人が認定を受けた場合、既存免許人よりも相対的に有効利用ができる者と判断されたことになるため、基本的には、既存免許人は速やかに利用を停止し、新たな認定開設者が基地局を開設できるようにすべきではないか。
- ✓ 海外では、自動更新されない場合、最低5年前までに通知する制度があることを踏まえると、移行期間を5年と考えることができるのではないか。
- ✓ 既存事業者のレピータ交換作業等の進捗に併せて、新たな認定開設者の特定基地局を順次開設することは考えられるのではないか。この場合、1年を超えて移行作業を続けることもやむを得ないのではないか。

移行期間

- ◆ 移行期間の検討にあたっては、移行期間に関する基本的な考え方を整理した上で、プラチナバンド特有の事情(無線局数、基地局の受信フィルタ挿入等)を踏まえた移行期間を検討すべきでないか。
- ◆ 競願の申出による再割当ては、開設計画の比較審査の結果によって、再割当ての実施が決められることを踏まえると、新たな認定開設者に再割当てが行われることとなった場合、新たな認定開設者が速やかに特定基地局を開設できるよう、既存免許人は、周波数の使用期限に向けてレピータ交換作業等の周波数を縮退するための作業を順次進めることが望ましいのではないか。
- ◆ 新たな認定開設者が特定基地局を開設するためには、既存免許人による移行作業の実施が不可欠であることから、移行作業については、既存免許人と新たな認定開設者が相互に協力して、速やかな移行に努めるべきではないか。また、円滑な周波数移行が行われるよう、移行作業の確実な実施を担保するための措置を講ずることが必要ではないか。
- ◆ プラチナバンドは、携帯電話用周波数の中で最も稠密に使用されている帯域であり、移行にはレピータの交換作業などに一定期間を要することが想定されることから、移行期間については、既存免許人への意見聴取等を通じて、各事業者の使用実態等を勘案した上で、適切な移行期間を設定すべきでないか。その際、再割当てに係る作業にどの程度の工事リソースを割り当てるべきか(後述する国家戦略の目標達成にも留意)。
- ◆ 移行期間の検討にあたっては、既存事業者の利用者保護についても考慮すべきでないか。



衆議院(令和4年4月19日)	参議院(令和4年6月2日)
政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。	政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一 (略)	一、(略)
二 政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。	二、政府は、携帯電話等の周波数の再割当てに際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。
三～八 (略)	三～十一 (略)

プラチナバンド再割当てにおけるレピータ交換について

	種類	局数	方法	作業スケジュール	郵送交換/交換工事の工程	期間	費用
NTT ドコモ	小電力	約11.3万台	郵送	①装置開発・納入(1年) ②郵送交換(6.6年)(1.7万台/年)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	7年程度	約150億円
		約6.7万台 ※個人宅等	工事	①装置開発・納入(1年) ②交換工事(6.7年)(1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	7年程度	
		約2,500台 ※商業施設等	工事	①装置開発・納入(1年)/作業員確保(2年) ②交換工事(3年、0.1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	5年程度	
	高出力	約5,500台	工事	①装置開発(アンテナ以外)・納入(1年)/ 作業員確保(2年)②交換工事(3年、0.2 万台/年)	①日程調整、②事前測定、③交換作 業※アンテナ交換は不要、④事後測定	5年程度	
KDDI	小電力	約5万台	郵送	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③郵送交換(2年、2.5万台/年)	①お客様へのご案内(手紙等) ②お客様への電話連絡 ③新装置の発送、④旧装置の回収	3.5年	約257億円
		約19万台	工事	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③交換工事(8.5年、22,400台/年※1)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	10年	
	高出力	6,669台	工事	①フィルタ開発(0.25年)、②納入(0.25 年)、③交換工事(1.5年、0.5万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年	約35億円
ソフト バンク	小電力	約100台	郵送	①装置開発(0.5年) ②納入(0.5年)、③郵送交換(1年) ※納入期間は他の工程と重複 ※旧装置の回収が終わるまで作業完了せず(※2)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	2年程度	約50億円
		約3.1万台	工事 (訪問)	①装置開発(1年)、②納入(0.5~1年) ③交換工事:5年弱(7,000件/年) ※納入期間は他の工程と重複	①日程調整、②事前測定 ③交換作業(2.5万台)/ソフトウェア更 新作業(6千台)、④事後測定	6年程度	
	高出力	176台	工事	①フィルタ開発(1年) ②納入(0.5~1年) ③交換工事:1年以内 ※納入期間は他の工程と重複 ※交換工事は基地局工事と同じ要員で対応するため、1年 以内の完了を保証するものではない	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年程度	

※1 過去実績(18,000台/年)の1.2倍の体制、※2 郵送対応の場合、新装置到着後も電源投入等により旧装置が動作してしまうため、全装置の回収確認が必要。

プラチナバンド再割当てにおける基地局フィルタについて

	局数	作業スケジュール	交換工事の工程	年間の作業件数	期間	費用
NTT ドコモ	約7万局	① フィルタ開発(1年) /人員確保・準備(2年) ② 交換工事(7年)	① 日程調整 ② 事前測定 ③ フィルタ挿入工事 ④ 事後測定	1.1万台	9年	約500億
KDDI	約7.4万局	① フィルタ開発(0.25年) ② 納入(0.25年) ③ 交換工事(7.5年)	① 日程調整 ② 事前測定 ③ フィルタ挿入工事 ④ 事後測定	1万台	8年	約620億
ソフト バンク	約6万局	① フィルタ開発(1年) ② 交換工事(9年)	① 日程調整 ② 事前測定 ③ フィルタ交換工事 ④ 事後測定	0.7万台	10年	約500億

移行費用の負担の考え方

【事業者からの意見】

楽天モバイル	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 使用期限までに計画通り進行する場合／使用期限後の原状回復に係るものは、既存免許人が負担するのが妥当。 ✓ 使用期限到来前に、新免許人が、前倒しでの実施・完了を求める場合は終了促進措置と同様、新免許人が負担。 ✓ 新免許人は、使用期限後に使用を開始することとし、終了促進措置は適用しない。 ✓ 基地局へのフィルタ挿入の必要性はない。仮にフィルタ挿入が必要となった場合、新免許人が開設計画を必要な範囲で開示することも検討(フィルタ挿入費用は既存免許人の負担) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 縮退した帯域を使ってサービスを提供し続ける既存事業者が、再割当てに係る費用を負担することは妥当ではない。 ✓ 費用負担の協議は、競合関係のステークホルダー間では困難な状況が想定されるため、国が主導し、対応策・期間・費用負担先等について結論を出すべきではないか。 ✓ 協議が進められる中、協議不調の状態が長期化した場合においては、費用負担の新たなアプローチとして、電波利用料の活用等、法制度の見直しも視野にいたれた検討を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ レピータ装置の交換等に必要となる対策は、移行において不可避免的に発生する交換作業であり、「終了促進措置」の対象であり、再割当てを受けた新規免許人が移行費用を負担することが適当。 ✓ 基地局の受信フィルタは、電波法第56条(混信等の防止)に準じ、「無線局の運用開始前に先発事業者の基地局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないために実施する措置」に該当。終了促進措置に関わらず、混信等の妨害が確認される場合は、後発事業者の責任で対処すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周波数利用停止を前倒しする場合、従来の終了促進措置と同様に原則新規事業者負担。 ✓ 帯域の移行に伴う稼働という観点では、自網内への移行であっても従来の終了促進措置と同等とみなせる。 (自網内のセル分割や他帯域での整備を含む) ✓ 周波数分割時のフィルタ挿入やレピータ対応等の特別な対応は、前倒しに関わらず新規事業者負担。 ✓ 基地局の受信フィルタについては、既存事業者のサービス維持に必要なかつ特別な対応のため前倒しの有無に関わらず新規事業者の負担とすることが適当。

【構成員からの主な意見】

- ✓ 5G展開を進めている時期に、再割当てに係る工事を行わなければならないことを考えると、「新たな認定開設者は、使用期限後に使用を開始することとし、終了促進措置は適用しない」との提案は、現実的ではないのではないかな。
- ✓ 早期の周波数利用を希望するのであれば、終了促進措置を活用し、一定の費用負担をするのが筋ではないかな。

- ◆ 競願の申出による再割当ては、開設計画の比較審査の結果によって、再割当てが決められるものであり、周波数割当計画の変更等によって周波数再編を決める従来の周波数割当てと異なる。**競願の申出による再割当てが実施される場合の移行費用について、誰が負担すべきと考えるか。**
- ◆ **競願の申出による再割当てに係る周波数移行において、終了促進措置の活用を任意とすべきか**(過去の周波数再編では、既存無線局の周波数移行に必要な費用に充てる資金を調達できることを開設指針の「絶対審査基準」とし、認定開設者に終了促進措置の実施を実質的に義務付けていた)。
- ◆ 新たな認定開設者の基地局から発射される電波によって、再割当て対象以外の周波数の電波を使用する既存免許人の無線局の運用に影響が生じる場合、既存免許人と新たな認定開設者との間で影響を解消するための措置についてあらかじめ合意しておくことが必要ではないかな。

プラチナバンドの再割当てに必要な主な費用

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
レピータ交換	約150億円	約292億円	約50億円
フィルタ挿入	約500億円	約620億円	約500億円
容量対策 (基地局等増設)	約500億円	約150億円	約200億円
合計	約1,150億円	約1,062億円	約750億円

その他プラチナバンドの再割当てに関し留意すべき事項

【事業者からの意見】

楽天モバイル	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<ul style="list-style-type: none">✓ 簡易な作業で周波数変更可能な設備を導入している事業者と、固定的な周波数利用しかできない設備を導入している事業者がいた場合、後者の事業者に対する再割当ての方が時間と労力がかかるのは、不公平ではないか。✓ プラチナバンドの周波数については、3社からそれぞれ「5MHz×2」を割譲する方法を提案しているが、長期化する場合は、「既存免許人1社から15MHz×2」の案を検討せざるを得なくなる。	<ul style="list-style-type: none">✓ 再割当てが行われることによって、基地局や中継局等への適切な対応のために工事リソース等を確保する必要があり、5G展開に影響が出る可能性が考えられる。しかし、5Gの展開は『デジタル田園都市国家構想』においても必要不可欠な取組と考えられ、影響があつてはならない。このため、仮に再割当てが行われた場合も、影響が生じないように各対応を検討していく。	<ul style="list-style-type: none">✓ デジタル田園都市国家インフラ整備計画の実現に向けて、早期の5Gエリア展開に取り組んでおりますが、再割当てに関する対応(レピータ交換及びフィルタ挿入)に工事稼働が割られることにより、5G基地局の展開速度が減衰し、当該計画の達成が困難になることが懸念。	<ul style="list-style-type: none">✓ 移動体通信サービスの安定性が損なわれないよう、期間や費用等の適切な制度設計が必要✓ 仮に再割当てが決定され、移行期間が十分でなかった場合、計画済みの工事で確保している要員を転換する必要があるため、デジタル田園都市国家インフラ整備計画の達成が遅れる懸念。✓ 本議論の発端である契約者ひつ迫度やトラフィック量の前提条件が議論開始当初とは乖離が出ており再確認が必要✓ 1社から15MHz x 2の周波数幅を要望する場合、影響範囲や対応を必要とする事項について、改めて検討が必要。✓ 認定期間終了帯域でも、別帯域の開設計画の認定内容との整合が必要。(認定期間中の開設計画の指定済み周波数として別帯域も一体的な計画として認定を受けている場合、認定期間終了後の帯域のNR化について他帯域の開設計画の変更により認定を受けている場合など)

- ◆ 将来の周波数再編の円滑な実施を念頭に、ソフトウェア変更等のみで周波数変更が可能な設備の導入の促進について検討すべきでないか。
- ◆ 競願の申出による再割当てを行うことが決定された場合、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の国家戦略の目標達成を引き続き目指しながら、再割当てに係るレピータ交換等の作業を進めるべきでないか。
- ◆ その他、競願の申出によるプラチナバンドの再割当てに関し留意すべき事項はあるか。

従来の周波数再編と周波数再割当制度との相違点

	従来の周波数再編	新たな再割当制度による周波数再編
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用状況調査、周波数再編アクションプランの策定等を通じて、周波数割当計画の変更により、異なるシステムから携帯電話システムへ周波数を移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再割当に係る開設指針を策定し、開設計画の比較審査を通じて、携帯電話システム(同一システム)内においてある事業者から別の事業者へ周波数を移行。
再編の判断	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用状況調査、周波数再編アクションプランの策定等を通じて、再編を判断(再編を行うことは周波数割当計画の変更時点で決定し、異なるシステム間での比較審査は行われぬ。) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再割当てに係る開設計画の比較審査を通じて、再編を判断(比較審査の結果、既存事業者よりも新規事業者の方が優位となった場合に再編が決定。)
移行する無線システム	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 携帯電話以外の無線システム(RFID、ラジオマイク、MCA、FPUなど)。 ✓ 周波数の使用期限(移行期間)は周波数割当計画において設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 比較審査において劣位となった事業者の携帯電話システム。 ✓ 周波数の使用期限(移行期間)は再割当てに係る開設指針において設定。
既存免許人の数	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多数(既存の無線システムによる) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 競願を行う周波数帯毎に1者
移行費用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周波数割当計画で設定された使用期限よりも前に既存無線システムの使用を終了することを前提に、終了促進措置を行うことを義務付け、開設計画の認定を受けた携帯電話事業者が全額負担。 	

- ✓ 令和4年改正電波法が施行される10月1日以降、電波監理審議会による電波の有効利用評価の検討が開始予定。電波監理審議会による携帯電話等の周波数の評価結果が取りまとめられた後、総務大臣は、競願の申出に係る開設指針制定の要否の決定を行うことができる。

1 電波監理審議会の機能強化

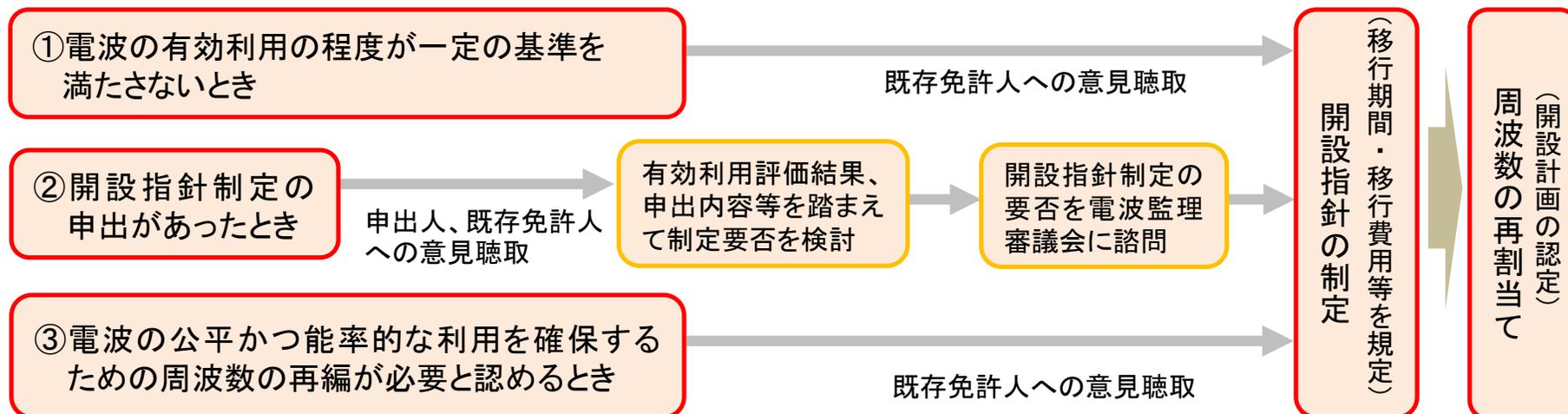
(公布後9月以内施行 ※10月1日施行予定)

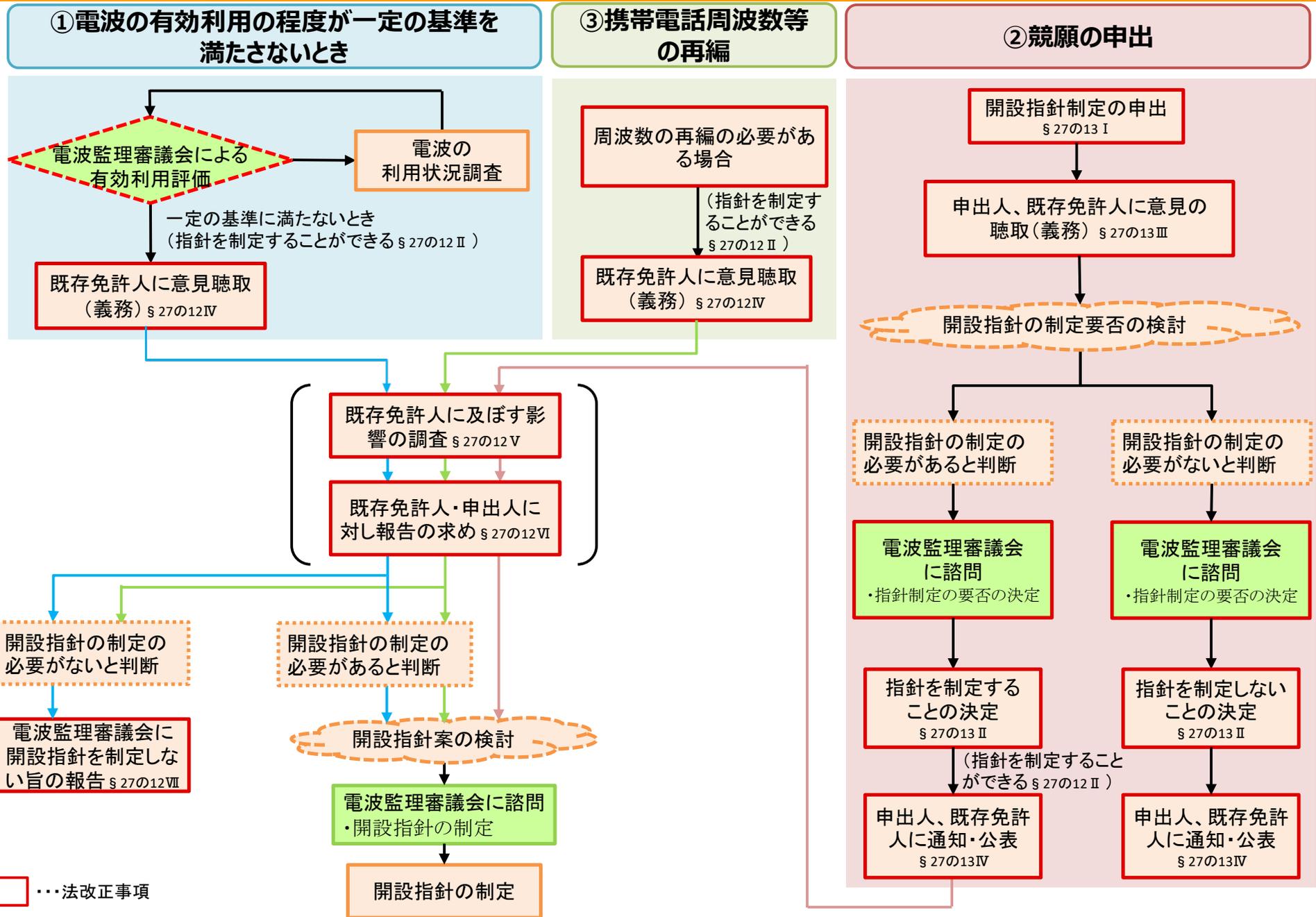
- **電波の有効利用の程度の評価** (有効利用評価) について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される**電波監理審議会が行うものとする**。
- 電波監理審議会が総務大臣に対し**有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能**するとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について**電波監理審議会への報告を義務付ける**。

2 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設

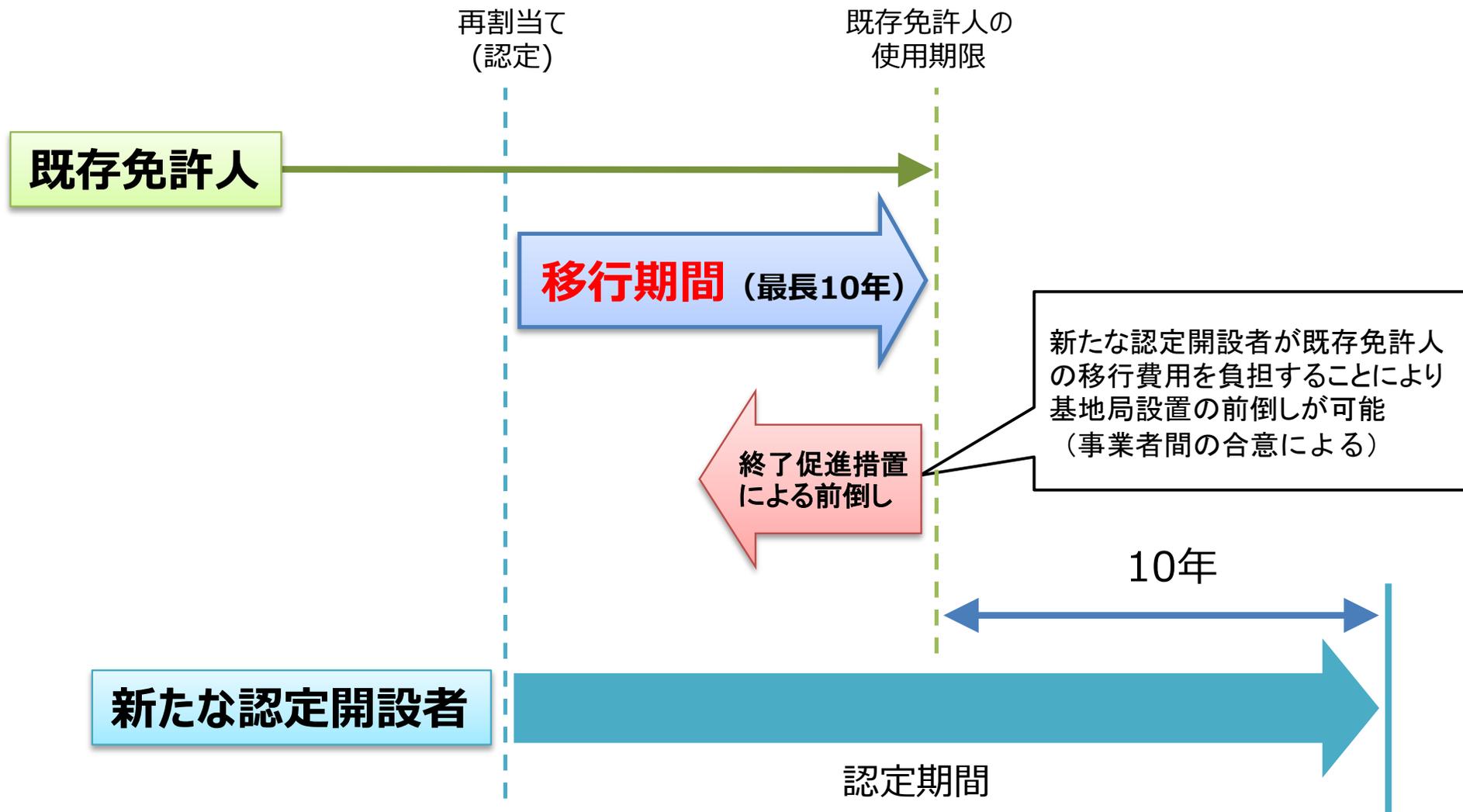
(公布後9月以内施行 ※10月1日施行予定)

- 携帯電話等の周波数について、次の①～③のいずれかの場合に**再割当て**ができるようにする。





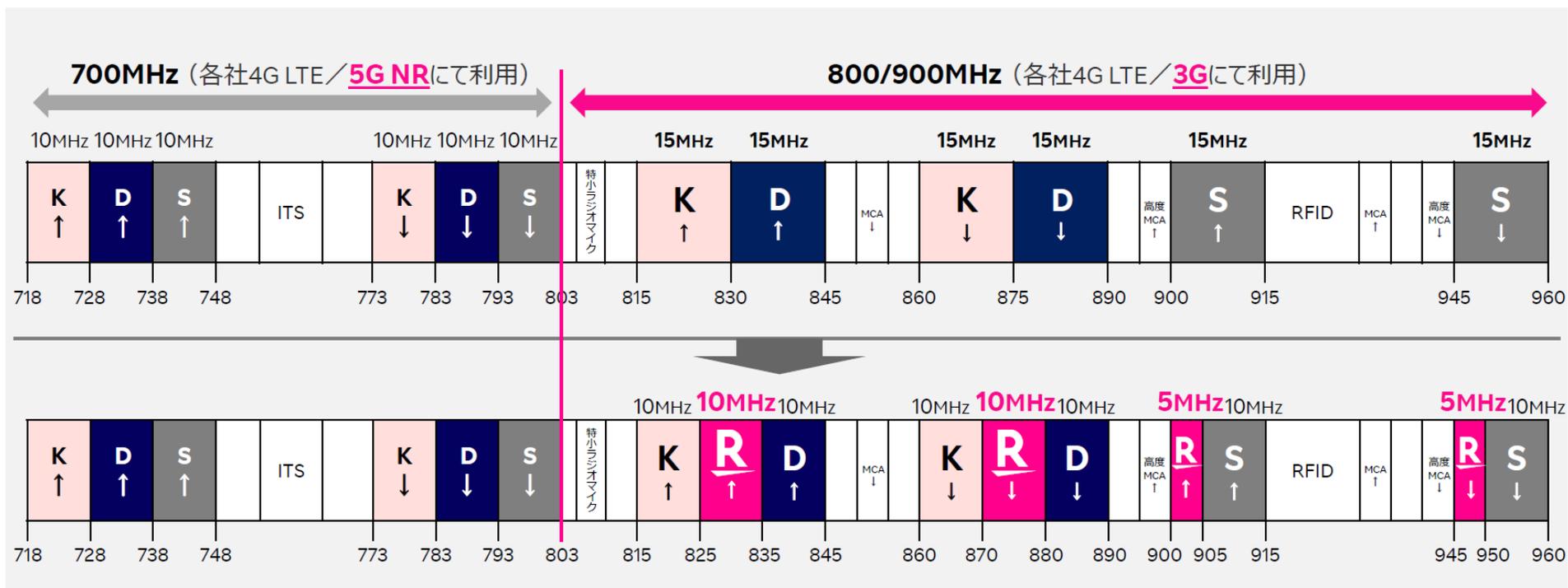
□ …法改正事項



1. プラチナバンドの再割当てについて

- 既存免許人3社が、800/900MHz帯にて、3G用等に利用していた周波数帯を、それぞれ「5MHz×2」ずつ、新免許人に割譲する案を提案

※再配分後は、既存免許人が「20MHz×2」、新免許人は「15MHz×2」となる



R ※デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ第1回（2021年2月5日）弊社資料の「既存周波数の再配分方策（案）」から一部変更